

# 10 スマートシティ スタートアップ

# 1 スタートアップ・スケールアップ支援の推進

## 【最重点】

### 1 スタートアップ・スケールアップ支援の連携と施策の強化

(提案要求先 内閣官房・内閣府・経済産業省)  
(都所管局 スタートアップ戦略推進本部・産業労働局)

あらゆる挑戦者を応援し、起業の裾野の拡大や世界市場で打ち勝つスタートアップのスケールアップを加速していくため、都が展開する「Tokyo Innovation Base (T I B)」に参画し、都及びT I Bに参画する関係者との密接な連携により、グローバル・イノベーション創出に向け、日本の一つの大きなエコシステムを育てる取組を強化すること。

#### <現状・課題>

世界の変革と成長をけん引するスタートアップを数多く輩出し、イノベーションによって社会課題を解決するため、国を挙げてスタートアップのエコシステム強化に取り組むことが重要である。

世界で打ち勝つスタートアップの育成を強力に進めていくためには、国と都との連携により、オールジャパンで取組を推進し、イノベーションを起こす場づくりを共に進めるとともに、資金や人材、ノウハウなどの経営資源が不足しているスタートアップに対し、官民一体で多様な側面から支援する体制を構築していく必要がある。

国は、日本成長戦略会議において、「スタートアップ育成5か年計画」を強化するため、「スタートアップのスケールアップ」など3つの柱に焦点を当てた「スタートアップ総力創出パッケージ」を令和8年5月にとりまとめ、世界に伍するスタートアップエコシステムの形成に向けた策を示したところである。

都が運営するイノベーション拠点「Tokyo Innovation Base (T I B)」は、あらゆる挑戦者を応援する結節点として、様々な支援プログラムを展開するほか、全国の自治体や地域のスタートアップが支援者等と交流するイベントを120回程度開催するとともに、世界各地の国・都市から多くのスタートアップ関係者が訪れるなど、開設以降、国内外から42万人以上の多様なプレイヤーが集まる、スタートアップエコシステムの大きなプラットフォームに成長している。令和7年11月には、都のスタートアップ戦略「Global Innovation with STARTUPS」をバージョンアップし、これまで以上に多様な挑戦者が集まり領域を超えた新たなイノベーションが生まれる場として、様々な取組を進めている。

世界のエコシステムも急速に進化し、競争が激しさを増す中、国と都が密接に

連携し、グローバル・イノベーション創出に向けた戦略の取組を加速していく必要がある。

< 具体的要求内容 >

世界を見据えたスタートアップの振興に向け、「スタートアップ育成5か年計画」等に基づく施策展開を加速するとともに、国での施策の検討状況について、適宜、情報提供するなど、都と密接に連携し、資金、人材、販路などの多様な側面からの支援が抜本的に強化されるよう、共に取り組むこと。

T I Bにおけるスタートアップとスタートアップ支援に関わるあらゆるプレイヤーとをつなぐ取組に参画し、支援プログラムや資金供給、メンタリング等、充実したスタートアップ・スケールアップ支援が展開されるよう、国のプログラムのT I Bでの実施や国関連施設との連携の取組を進めること。

## 2 世界市場での飛躍に向けたスタートアップ支援の強化

(提案要求先 内閣官房・内閣府・経済産業省)  
(都所管局 スタートアップ戦略推進本部・産業労働局)

起業時から世界を見据え、世界市場で大きく成長するスタートアップを輩出するために、国内外の投資家、ベンチャーキャピタルなど多様なプレイヤーから資金・支援を呼び込む環境整備を進めるとともに、国内スタートアップに関するデータベースの整備など、戦略的な情報発信を都と連携して一体的に進めること。

### <現状・課題>

日本のスタートアップへの投資規模は、海外と比べて圧倒的に小さく、グローバル展開へと挑戦・飛躍するためのリスクマネーの供給が不足している。スタートアップが世界で活躍するためには、こうした資金供給の流れを生み出すことに加え、優れた技術を持つスタートアップが海外からも的確に認知・把握されるよう、情報を戦略的に発信することが重要である。

国では、「スタートアップ育成5か年計画」において第二の柱として、「スタートアップのための資金供給の強化と出口戦略の多様化」を掲げており、スタートアップへの出資の促進を進め、海外の投資家やベンチャーキャピタルを呼び込むための環境整備に取り組むこととしている。

また、令和8年5月に発表した「スタートアップ総力創出パッケージ」では、内外からの成長資金の供給拡大や、世界に伍するスタートアップエコシステムの形成とグローバルネットワークの強化などを掲げ、施策を強化することとしている。

都でも、スタートアップ戦略「Global Innovation with STARTUPS」において、国内のみならず海外プレイヤーと連携し、グローバル市場を見据えた資金調達環境を整える仕掛けとして、海外ベンチャーキャピタル等の日本展開をサポートする誘致の仕組みの構築を掲げている。令和7年11月に公表した「Global Innovation Strategy 2.0 STARTUP & SCALEUP」では、有望なスタートアップを多様な支援者とともに集中支援することや、国内外の資金を呼び込み、戦略的成長分野を踏まえた大胆な資金供給を行うことを掲げ、官民の多様なファンドが参画するプラットフォームの形成等を進めている。

また、アジア最大のグローバルイベントの開催や、海外グローバルイベントへの他自治体との共同出展、国内スタートアップに関する情報を英語表記で一元的に扱うデータベースの整備など、国と連携したオールジャパンでの発信に向け、様々な取組を進めている。

### <具体的要求内容>

スタートアップのスケールアップに向け、国内外の投資家やベンチャーキャピ

タル等からの資金・支援を呼び込むための環境整備を進めるとともに、プロモーション活動やイベントの実施など、都と連携して海外ベンチャーキャピタル等の誘致活動に取り組むこと。

都で開催している「SusHi Tech Tokyo」など、国内外で開催するスタートアップ関連イベント等を通じたオールジャパンでの情報発信について都と一体となって取り組むこと。

海外に向けてスタートアップ関連情報を一元化して発信できるよう、グローバルとつながるプラットフォームの構築を都と一体となって進めること。

### 3 公共調達の推進

(提案要求先 内閣官房・デジタル庁・総務省)  
(都所管局 スタートアップ戦略推進本部・産業労働局・デジタルサービス局)

スタートアップの成長促進には公共調達の果たす役割が大きいことから、オールジャパンで、スタートアップの更なる参加拡大に向けた調達の仕組みを構築すること。

国が進めているデジタルマーケットプレイスの取組については、都や区市町村、東京都政策連携団体等が活用しやすいシステムを整備するとともに、スタートアップの参入促進を図ること。

#### <現状・課題>

国の「スタートアップ育成5か年計画」では、スタートアップの事業展開・出口戦略の多様化の観点から、公共調達の拡大等の推進に取り組むことが掲げられている。都でも、様々な現場でスタートアップとの協働を進めるほか、スタートアップの優れた技術を他の自治体へ横展開するなど、公共調達の拡大に取り組んでいる。

一方で、公共調達の事務については、「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）のとおり、随意契約によらざるを得ない場合を除き、原則として一般競争入札（総合評価方式を含む。）による調達を行うものとされている。

こうした中、令和6年度に正式版をリリースしたデジタルマーケットプレイスは、スタートアップからの公共調達拡大等に有効な施策であると考えられることから、サイトの機能等を充実させるとともに、更に多くのスタートアップの登録を促進していく必要がある。

#### <具体的要求内容>

地方自治体がスタートアップからの調達に一層取り組むために、制度の整備等の取組を強化すること。

都は令和6年度、政策目的随意契約に係る認定情報を自治体間で相互に活用可能となるデータベースを構築し、全国の自治体との連携を開始した。こうした取組を周知し参加を呼び掛けるなど、都と連携してオールジャパンで官民協働を促進するための取組を行うこと。

都や区市町村だけでなく、東京都政策連携団体等がデジタルマーケットプレイスを活用した契約ができるよう対応すること。また、効果的な利用者管理の仕組みを構築し、サイトの検索機能の充実を図るとともに、周知・広報を強化しスタートアップの登録を促進すること。

## 4 スタートアップ支援につながる規制・制度の見直し

(提案要求先 内閣官房)

(都所管局 スタートアップ戦略推進本部・産業労働局・政策企画局)

スタートアップが直面する課題を積極的に聴取し、規制改革やルールの明確化、見えない障壁の透明化などにつながる取組を推進するとともに、海外高度人材の呼び込みに寄与する在留資格の認定要件等の規制緩和を行うこと。

### <現状・課題>

スタートアップが生み出す新しいビジネスにとって障壁となる既存規制・制度の改革が不可欠である。

国では、政府全体として強力な規制改革の推進体制を構築する「規制改革関係府省庁連絡会議」が設置されたほか、令和5年度「規制改革実施計画」でスタートアップを促進する規制・制度見直しについて、令和6年5月31日「規制改革推進に関する答申」でスタートアップの成長基盤の整備について言及された。

さらに、令和6年6月4日に公表された「金融・資産運用特区実現パッケージ」では、東京都も対象地域とされており、この枠組みを最大限活用し、協働して取組の加速化を図る必要がある。

都は、令和7年11月にバージョンアップしたスタートアップ戦略「Global Innovation Strategy 2.0 STARTUP & SCALEUP」に基づき、国や関係者と共に、スタートアップのニーズに寄り添った伴走型の規制緩和やルールメイク・事業支援などの取組を進めているところである。

### <具体的要求内容>

スタートアップが直面している規制について、これまで以上に積極的に聴取すること。

また、都や他自治体等が把握した規制や明確化されていないルール・慣行等についても、随時把握できるような体制とし、積極的に規制改革やルールの明確化、見えない障壁の透明化などにつながる取組を推進すること。高度外国人材やその配偶者が日本で活躍できるための在留資格の認定要件等に係る規制緩和措置について、検討を進めること。

## 5 アンブレプレナーシップ教育の推進

(提案要求先 内閣府・文部科学省)  
(都所管局 スタートアップ戦略推進本部・総務局・産業労働局)

失敗を恐れず挑戦することを後押しするような教育体系を構築し、初等・中等教育段階も含めたアンブレプレナーシップ教育を実施すること。

### <現状・課題>

国は令和4年度に「スタートアップ育成5か年計画」を発表し、アンブレプレナーシップ教育の強化や大学・小中高生へのスタートアップ創出に向けた支援等について示した。それに基づき、令和6年度から「アンブレプレナーシップ推進大使派遣事業」として全国の教育機関に起業家等を派遣し、出前授業を実施している。さらに、令和7年には「Japan Entrepreneurship Alliance (JET-ALL)」を発足し、全国の自治体等と連携したアンブレプレナーシップ教育を実施している。

都では、「Global Innovation with STARTUPS」でアンブレプレナーシップ(起業家性)の育成を取組の柱に据え、小中学校、高校における継続的なアンブレプレナーシップ教育を進めており、授業等で起業家教育を行う場合に、必要な内容の検討から実施までの支援や、講演可能な起業家・経営者の派遣等を行っている。さらに、令和7年11月には「Global Innovation Strategy 2.0 STARTUP & SCALEUP」を公表し、中高生が主体となって同世代向けにアンブレプレナーシップ育成プログラムの企画・運営を行うなど、あらゆるフィールドでの挑戦を徹底的に応援する取組を進めている。

しかし、令和7年の日本財団の18歳意識調査では、「自分の行動で、国や社会を変えられると思う」と答えた割合は39.1%と、令和6年の45.8%を下回っており、日本は、社会を変えようという意欲や希望を持っている若者が少ない状況にある。

我が国が現在直面している様々な課題を克服し、社会変革を成し遂げるためには、スタートアップだけでなく、エンターテインメント、アート、音楽、スポーツなど様々な分野において変革を生み出す幅広い意味でのアンブレプレナーシップが求められており、こうしたマインドを幼少期から育むことが必要である。

また、従来までのいわゆる大企業への就職にとらわれず、起業へのチャレンジや新たな職への挑戦が当たり前の社会に向けた雇用市場の活性化が望まれる。

### <具体的要求内容>

若者が失敗を恐れず、社会課題の解決をはじめ様々な新しいことに挑戦することを奨励するような教育体系を構築し、これまでは主に高校生、大学生向けが中心となっていたアンブレプレナーシップ教育について、初等・中等教育段階から実施すること。

また、起業家と触れ合う機会の提供や、PBL型の教育の展開など、実践的なアンブレプレナーシップ教育を実施すること。

## 2 ベンチャー企業の支援の拡充

(提案要求先 財務省・経済産業省)  
(都所管局 産業労働局)

ベンチャー企業の創業や成長の促進を図るために必要な税制上の支援措置を講じること。

### <現状・課題>

ベンチャー企業は新たな発想や技術を基に創造的・革新的な経営によって新しい事業分野を開拓し、経済に活力をもたらすとともに、雇用の増大にも貢献するものである。

しかし、我が国ではベンチャー企業が数多く起業し成長する環境が十分ではない。例えば、創業時には初期設備投資や顧客開拓資金など多額の資金が必要となるが、創業間もなく信用力の乏しいベンチャー企業が十分な資金を調達できる仕組が整っていない。

国では、令和2年度税制改正においてエンジェル税制の対象企業要件を設立後3年未満から5年未満へ拡充した。

また、令和5年度税制改正では一部において課税の繰延から非課税の措置とする拡充が図られ、令和7年度税制改正では再投資期間が延長された。

しかしながら、控除対象上限額については、依然として令和3年1月1日以後800万円に引き下げられ縮小されたままとなっている。これにより、投資のインセンティブが低下する懸念がある。

### <具体的要求内容>

ベンチャー企業への投資拡大を図るため、エンジェル税制における投資額の所得控除上限額を引き上げるなど、ベンチャー企業の資金調達を支援する更なる税制措置を講じること。

また、エンジェル税制の適用に当たっては、国税関連の解釈等に関して、全国統一的に事務を遂行しなければならないことから、国は、税制改正の趣旨や、事務手続の変更点などを丁寧に説明し、運用マニュアルの更新を適時適切に行うこと。